

番号：131153

国名：ミャンマー

担当：地球環境部 環境管理第一課

案件名：水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年1月上旬から2014年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 4日 | 21日 | 6日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月11日(12時まで)
- (4) 方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②当該業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 4.5点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 1.8点
 - ④その他学位、資格等 1.8点
- (計100点)

| | |
|----------|------------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | ミャンマー／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ミャンマー国政府は、環境セクターにおける行政管理を強化するために、2011年9月に林業省を環境保全林業省(MOECAF)に再編成した。近年の民主化に伴う工業化、都市化により、ヤンゴン、マンダレー等の主要都市において、未処理の産業排水、生活排水等の流入による河川、運河等の汚染、都市廃棄物や産業廃棄物の未徹底な収集・運搬・処理等の環境管理にかかる問題が顕在化

しつつある。かかる状況から、ミャンマー国政府は我が国に対してMOECAFの環境行政、及び環境管理能力の強化にかかる支援を要請した。

また、民主化を契機に我が国をはじめとする様々なドナーの支援により、道路、電力、水道、港湾等のインフラ整備が進められており、今後もこれらインフラ整備の継続、さらには工業団地の整備等を通じた大型プラントの建設も予定されている一方で、環境影響評価及び社会影響評価を実施するための実施細則は未策定である。このため、ミャンマー国政府は2012年に環境保全法を施行し、同年に環境に係る国家的管理を強化することを目的に環境保全林業省内に同法の実施責任部局である環境保全局を新設した。同法第7条ではMOECAFが環境に重大な影響を与える恐れのある政府機関、組織、個人が実施するプロジェクト・ビジネス・活動について、環境影響評価及び社会影響評価を行うためのシステムを整備、実施する責任を有することが定められたものの、同法には環境影響評価を実施するための詳細な手続きについては定められていない。このため、MOECAFは、環境保全に関する実施令の一部として環境影響評価実施手続きの作成をADBと共同で進めてきており、2013年2月以降、数度にわたりドラフトのEIA手続きについて、関係省庁他ステークホルダー協議を実施し、現在、EIA手続きの最終化作業を進めている。一方、環境管理を主管するMOECAFや市開発委員会は人員、予算の不足に加え、適切な環境管理に必要な経験、技術力が不足しているなど、行政の管理能力が十分備わっていないことから、政策の効果的な実施が困難な状況となっている。このため、MOECAFはEIA手続きの実施能力向上に係る協力をJICAに要請した。今般、JICAは上記要請に基づき、水環境管理に係る水質モニタリング等の能力向上及び環境影響評価の実施能力向上を目的としたプロジェクトを実施することとし、同プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議するため詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本詳細計画調査は、JICA官団員3名及び2名のコンサルタントにより実施される。コンサルタント団員2名は、環境影響評価団員及び水環境管理の情報収集、現況とりまとめも含む評価分析団員を想定している。なお、評価分析団員が担当する水環境管理に係る業務については、JICAの環境行政/水環境管理団員の指示の下で実施する。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握のうえ、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員と協議・調整しつつ「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に沿って、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備 (2014年1月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) する。
- ② JICA地球環境部との打合せ等を通じて、本件実施に必要な情報を収集・整理し、状況を把握する。
- ③ 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
- ④ 担当分野に係るPDM (Project Design Matrix) (案) (英文・和文)、PO (Plan of Operations) (英文) (案)、R/D (Record of Discussions) (案)、M/M (Minutes of Meetings) (案) 及び事業事前評価表 (案) (和文) の担当分野関連部分を作成する。
- ⑤ ミャンマー側関係機関 (C/P機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣 (2014年1月中旬～2月上旬)

- ① JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ② ミャンマー国内の関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に基づいた本調査の趣旨、実施方法についてミャンマー側に説明を行う。その際、プロジェクト実施に際し、PDM の活用方法についても説明を行う。
- ④ 本プロジェクトの水環境管理分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア. ミャンマー国法制度、政策、戦略、計画の確認および本協力との整合性を確認する。
 - イ. 水環境管理に関連する組織の現状及び課題を以下の業務を通して把握し、整理、分析

する。

(a) 関連各組織の所掌業務に関する情報をアップデートする。

(b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。

(c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験等水環境管理を実施する際に必要なキャパシティについて情報収集する。

ウ. 本プロジェクト対象地域の汚染状況と実施機関の汚染源に対する取組状況の調査

エ. ミャンマーにおける水環境管理に係る他ドナーの支援実績・現状・計画を確認する。

オ. 周辺国による南南協力の可能性を検討する。

⑤ 上記確認・検討結果を踏まえ、調査団及び先方政府と協力のうえ、予め作成した PDM (案)、及び PO (案) を修正、取りまとめを行う。

⑥ 先方政府との協議で合意された内容に基づき、予め作成した R/D (案) 及び M/M (案) を修正し、取りまとめに協力する。

⑦ プロジェクト開始までのスケジュール、先方負担事項及びプロジェクト開始までに双方がとるべき措置についての検討に協力する。

⑧ 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和) の作成に協力する。

⑨ 現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2014 年 2 月上旬～2 月下旬)

① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。

② 担当分野に係る収集資料の整理、分析、収集資料リスト作成、質問票回答のとりまとめを行う。

③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積を計上して下さい)。航空賃については、成田 (日本) - ヤンゴン (ミャンマー) 間のみを計上して下さい。ミャンマー国内 (ヤンゴン、ネピドー、マンダレー) の移動については、ミャンマー事務所が手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は 2014 年 1 月 13 日～2014 年 2 月 2 日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 環境行政／水環境管理 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 環境影響評価 (コンサルタント)

オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

機構職員等の調査期間については機構がアレンジします。ただし、機構職員と別に調査を行う際に使用する移動車両については、本業務従者が立て替え払いにて独自に確保するか、ミャンマー事務所にて予約することとします。同費用の支払いは、別途備上予定のコンサルタントに臨時会計役を委嘱しますので、同コンサルタントと調整のうえ行うことを想定しています。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

機構職員等の調査期間については機構がアレンジしますが、それ以外についてはコンサルタントがアレンジします（必要に応じてミャンマー事務所が支援します）。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

特になし

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ミャンマー国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAミャンマー事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上